

2010年12月10日

防衛大臣
北澤 俊美 殿

衆議院議員 照屋 寛徳

参議院議員 福島みずほ

参議院議員 山内 徳信

不当解雇された米軍基地従業員の即時復職等に関する要請

去る12月7日、元在沖米軍基地従業員・安里治氏が米国人上司のパワーハラスメントによる制裁解雇（懲戒解雇）の無効等を求めた訴訟の控訴審判決が福岡高裁那覇支部であった。判決は、一審に続いて解雇無効を認定し、「本件制裁解雇には制裁解雇事由が認められず、（中略）解雇権濫用に該当する」と結論づけた。まさしく安里氏の全面勝訴である。

また、本件控訴審をめぐっては、日本の裁判で解雇無効の判決が確定した場合でも、現行日米地協定とそれに基づく諸機関労務契約（IHA）を根拠に米軍が復職を拒否できることが明らかになった。判決は、この点についても「『安全上の理由による解雇事案』に該当しないことは明らか」と協約運用のあり方にまで踏み込んでいる。

安里氏の最大の目的は即時復職である。法的雇用主たる防衛省は、司法判断を真摯に受け止め、下記について適切かつ実効性のある措置を講じられたい。

記

1. 政府は上告することなく、当該基地従業員・安里治氏の即時復職実現に向けて最大限の努力を尽くすこと
2. 政府は日米地協定を抜本改正し、基地従業員の権利が正当に確保されるよう諸機関労務契約（IHA）をはじめとする3つの労務提供契約を見直すこと

以上